

ジャニーズ性加害問題の全容解明とすべての被害者の救済を

2023年11月10日

日本共産党国會議員団・芸能分野での性
虐待問題等に関するプロジェクトチーム

「ジャニーズ性加害問題」は、1950年代から2010年代半ばまでの長期にわたり、数百名（10月2日時点の被害申告は472名）にのぼる10代前後の子どもたちが性虐待の犠牲になった世界に類を見ない世紀の性犯罪事件であり、深刻な人権侵害問題です。

ところが、半世紀以上にわたって、その被害が黙殺されてきました。1980年代後半から被害当事者からの告発があり、2004年には裁判で性加害の事実が認定されたにもかかわらず、マスメディアも芸能界もスポンサー企業も沈黙してきました。それだけでなく政府がこの深刻な人権侵害を放置し、国会が問題を追及してこなかった責任も重大です。なぜこんな重大な人権侵害がこれだけ長い間、放置されてきたのか日本社会が鋭く問われています。日本共産党もこの問題を取り上げてこなかったことについて深く反省し、全容解明と被害者の救済に全力をつくす決意です。

多くの被害当事者が、被害を受けたのが10代前後、小学生も含む未成年の子どもたちであったことは深刻です。それ自体が、現在の児童虐待防止法や刑法に反する重大な犯罪です。「いまも身体を触られる悪夢を見る」「夜、眠れない」「PTSD、フラッシュバック、うつなどの症状が続き、社会生活が困難」など、少なくない被害当事者が、その後の人生が大きく変わること、社会生活が困難になるほどの深刻な影響を受けています。

こうした被害者によりそい、すべての被害者を救済すること、そして、再発防止をすすめることが、いま求められています。

旧ジャニーズ事務所は、2023年9月、被害があったことを認めました。これで問題を終わりとするのではなく、引き続き被害の全容解明をすすめ、最後の1人まで被害当事者に寄り添った被害救済をおこない、再発防止策を誠実にすすめる責任があります。

また、放送、映画、出版、広告、スポンサー企業などすべての関係者は、被害の実態を明らかにし、被害者の全面的な救済に協力する責任があります。

国連のビジネスと人権作業部会のステートメント（2023年8月）は、この問題について「（政府が）対策を講じる気配がなかったことは、政府が主な義務を担う主体として、実行犯に対する透明な捜査を確保し、謝罪であれ金銭的な補償であれ、被害者の実効的救済を確保する必要性を物語っています。」と、政府の責任にも言及しています。

政府には、性犯罪としての必要な捜査、被害者の相談窓口の設置、二次被害の防止などの対策を講じる責任があります。国会は、全容解明と再発防止のために全力をつくさなければなりません。

以下の取り組みを提案します。

（1）被害の全容解明のために

- 旧ジャニーズ事務所は、再発防止特別チームの調査にとどめず、被害実態の責任ある全容解明を行うこと。
- 放送、映画、出版、広告、スポンサー企業などすべての関係者は自社施設内はじめ被害の実態を明らかにすること。
- 国会は、被害の全容解明のために被害当事者からの聞き取りの場を設けること。
- 政府は、被害申告を可能にする相談窓口を設けること。性犯罪として必要な捜査をすすめること。

（2）被害の救済と補償、再発防止のために

- 旧ジャニーズ事務所の責任で、最後の一人まで当事者に寄り添い、その心情に配慮した名誉回復、心身のケア、経済的補償など被害補償と救済を行うこと。
- 放送、映画、出版、広告、スポンサー企業などすべての関係者は、被害者の全面的な救済に協力すること。すべての関係者が再発防止策を策定・公表し、実施状況を明らかにすること。
- 政府は、相談窓口の設置、二次被害防止のための措置を講ずること。
- 政府は、芸能分野における性虐待や性暴力をなくし、子どもたちも含む芸能従事者の人権を守るために取り組みを進めること。

以上

芸能分野での性虐待・性暴力をなくし、人権を守るために

2023年11月10日

日本共産党国会議員団・芸能分野での性虐待問題等に関するプロジェクトチーム

「ジャニーズ性加害問題」を通じて、未成年のタレント（候補生）なども働く芸能分野において、子どもたちを含む芸能従事者の人権を守れる体制がとれているのか、という点も厳しく問われています。

この間、映画監督や演出家などから、性暴力やセクハラ、パワハラを受けたという俳優からの告発も相次いでいます。

ある調査ではセクハラを受けた、見聞きしたことがあるという芸能従事者は73・5%（芸能従事者協会ハラスメント実態調査アンケート2022）にのぼり、厚生労働省が2023年10月13日に発表した「過労死白書」では、俳優やスタントマンのうち20・4%がセクハラなどの被害経験を有し、▽「性的関係を迫られた」11・1%▽「仕事の関係者に必要以上に身体を触られた」10・2%▽「恥ずかしいと感じるほどの体の露出をさせられた」9・3%、など被害の広がりは深く大きいものです。

私たちに寄せられた訴えには、「告発から1年以上経ってもなお救済されていない」という声もあります。「被害者が救済されない現状に、疲弊感と絶望感を感じています」（映像業界における性加害・性暴力をなくす会・2023年9月）などの声が上がり、二次加害も広がっている点は問題です。

こうした実態を深刻に受け止め、日本共産党の「芸能分野での性虐待問題等に関するプロジェクトチーム」は、ジャニーズ性加害の被害者だけでなく、映画映像、演劇分野などの当事者からヒアリングを重ねてきました。

ヒアリングを通して共通して出された要望は、実効性のある相談窓口の開設でした。あわせて、各業界・団体で、性暴力はもちろんハラスメントをなくすために、「ハラスメント防止ガイドライン」や「ハンドブック」の作成、ハラスメント講習・研修や相談機関の運営などの自主的な取り組みがすすめられていることも聞くことができました。ハラスメントをなくす自主的な取り組みをすすめる上で、財政的的な支援が必要なことも明らかになりました。

子どもたちを含む芸能従事者の人権を守る仕組みが、まだまだ脆弱な芸能分野において、性虐待や性加害が起きた時、「声を上げられない」「なかつたことにされる」「救われない」という現状を変えていくことは喫緊の課題です。

未成年のタレントを含む芸能従事者の人権を守り、被害者を救済できる体制をつくるために、政府及び関係者が以下の取り組みを進めることを求めます。

（1）芸能分野での性虐待・性加害を防止し、被害を救済できる仕組みづくり

○芸能分野に特化したハラスメント・性暴力に関する第三者機関（相談、調査、救済など）を設置すること。

○拘束時間、最低報酬など労働法制に準拠した標準的な「契約書」を策定し普及すること。

○各分野・団体でのハラスメント防止に向けた取り組みに対し、国として、財政的・人的（ハラスメント講師の育成など）な支援をおこなうこと。

（2）子どもを守る仕組みづくり

○児童虐待防止法を改正し、「通報義務」の周知を徹底すること。

○子どもの権利を保障する観点から、政府から独立した立場で政府を監視・評価し、個別事案の相談・救済にあたる「子どもコミッショナー」など、子どもに特化した相談機関を設置すること。

○未成年の練習生やタレントの労働時間、学習権の保障などをルール化した標準的な「契約書」を作成し普及すること。

○未成年タレントの就労ルールを見直すこと（いわゆる「光GENJI通達」（1988年7月30日）でタレントの労働者性が否定され、未成年の深夜労働なども可能になっている点の改善）。

（3）国際水準での人権保障のとりくみを

国連のビジネスと人権作業部会のステートメント（2023年8月）は、メディア・エンターテイメント業界において様々なハラスメントや虐待の問題があることを示し、「この業界の搾取的な労働条件は、労働者に対する労働法の保護や、ハラスメントの明確な法的定義の欠如と相まって、性的な暴力やハラスメントを不間に付す文化を作り出しています」と指摘しています。わが国が、ジェンダー平等、子どもの権利、労働者の権利など社会のあらゆる分野で「人権後進国」になっている現状が反映しています。人権後進国からの脱却を図るために、国際的な人権保障にみあつた取り組みもすすめていく必要があります。

ILOは、労働の世界における暴力とハラスメントを禁止する法律の制定を各国政府に求める、ハラスメントを包括的に禁止する条約を採択しています（2021年6月発効）。政府はこの条約を速やかに批准し、ハラスメント禁止を法律に明記すること、性犯罪の公訴時効の廃止、人権侵害からの救済と人権保障を推進するための政府から独立した明確な権限と機能がある国内人権機関の設置の検討などをすすめるべきです。

以上